

## 金融商品会計基準－評価と債権償却の動向－

早稲田大学 大学院 会計研究科  
秋葉 賢一

### I. 金融商品の評価に関する会計基準の概要

＜我が国における取扱い＞

#### 1. 債権（受取手形、売掛金、貸付金その他の債権）

##### (1) 債権金額で取得した場合

取得価額－貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金

##### (2) 債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるとき

償却原価－貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金

##### (3) 金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの

売買目的有価証券に準じて取り扱う（ただし、この対象となる金融資産は、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものでなければならない。）

→償却原価法及び貸倒見積高の算定は適用されない

#### 2. 有価証券

##### (1) 分類と会計処理

分類	B/S 価額	評価差額
売買目的有価証券	時価	当期の損益
満期保有目的の債券	取得原価又は償却原価	なし
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	なし
その他有価証券	時価 <sup>1 2</sup>	① 全部純資産直入法 評価差額の合計額を純資産の部に計上

<sup>1</sup> その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とするが、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

<sup>2</sup> 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表価額は、それぞれ次の方法による。

① 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。

② 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

分類	B/S 価額	評価差額
		② 部分純資産直入法 評価差益は純資産の部 評価差損は当期の損失

### 3. 運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く）

当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債について、金融商品会計基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する<sup>3</sup>。

### 4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。

(参考) 投資の性質による区分—「事業投資」と「金融投資」、

投資の性質	特徴	事前に期待される成果に対応する事実	認識及び測定
事業投資 (例えば、有形固定資産や棚卸資産)	売却することに事業遂行上の制約があり、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資	事業の遂行を通じた資金の獲得	当該事実によって損益を認識する (時価評価によって損益を認識すべきではない)
金融投資 (例えば、売買目的有価証券やデリバティブ取引)	売却することに事業遂行上の制約がなく、時価の変動によって利益を獲得することを目的とした投資	時価の変動	当該事実によって損益を認識する (時価評価によって損益を認識すべきである)

<sup>3</sup> 運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなしてその評価基準に従って処理する。

<国際会計基準における取扱いと動向>

1. 国際会計基準とは<sup>4</sup>

公表物	会計基準	解釈指針
設定主体 国際会計基準委員会 (IASC) (2001年まで)	国際会計基準 (IAS) 第×号	解釈指針委員会 (SIC) 第×号
国際会計基準審議会 (IASB) (2001年から)	国際財務報告基準 (IFRS) 第×号	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 第×号

2. 国際会計基準における取扱い (IAS 第 39 号)

分類	主な要件	期末における処理		減損の場合	
		測定値	評価差額	測定値	戻入
損益を通じて FV で測定 (FVTPL)					
売買目的保有	以下のいずれか • 短期間に売買 • 短期的利益を獲得するポ ートフォリオの一部 • デリバティブ				
FV オプショ ン (当初に指 定)	• 会計上の mismatch の解 消する場合 • 時価で管理している場合	FV	損益	N/A	N/A
満期保有投資	• 固定の支払額と満期かつ、 • 満期まで保有する意思と 能力	償却原 価	N/A	見積将来 CF を 当該金融資産の 当初の実効金利 で割り引いた現 在価値	あり <sup>5</sup>
貸付金及び債権	• 固定の支払額と満期かつ、 • 活発な市場での公表価格 なし	償却原 価	N/A		
売却可能金融資産					
負債性商品	• 売却可能に指定、又は、 他の区分以外	FV	OCI <sup>6</sup>	FV	あり
持分金融商品					なし
その一部 <sup>7</sup>		取得原	N/A	見積将来 CF を	なし

<sup>4</sup> 個別の会計基準 (IFRS や IAS) と解釈指針を総称するときは、個別の会計基準である IFRS との混同を避けるため「IFRSs」と複数形で表記することもあるが、我が国では、総称するときも「国際会計基準」「IAS」「国際財務報告基準」「IFRS」と表記し、いずれも同じ意味で使用している場合が多い。

<sup>5</sup> 減損損失の額が減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、当初からの償却原価まで。

<sup>6</sup> ①実効金利法により計算される利息、②持分金融商品に係る配当は、損益に認識する。

		価		類似の金融資産 の現在の市場利 回りで割り引い た現在価値
--	--	---	--	--

### 3. 国際会計基準における最近の動向 (IFRS 第9号「金融商品」<sup>8</sup>—2009年11月公表)

#### ① 債権・債券

現行			IFRS 第9号		
分類	測定値	評価差額	分類	測定値	評価差額
FVTPL	FV	損益	下記以外 (トレーディングを含む)	FV	損益
売却可能	FV	OCI	以下の双方を満たす金融資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>•当該資産は、契約CFを回収するために保有するというビジネスモデルで保有されていること</li> <li>•当該資産の契約条件において、元本及び利息の支払日が定められていること</li> </ul>	償却原価	N/A
満期保有	償却原価	N/A			
貸付金及び債権					

債権・債券については、ビジネスモデルとその形態から、「償却原価」か「公正価値」のいずれかで評価するとされている。また、稀ではあるがビジネスモデルが変更された場合、(その時点からではなく)直後の決算から将来に向けて、新たなビジネスモデルに即して分類方法を変更するとされている。

なお、いわゆるティンティン・ルール<sup>9</sup>は廃止されており、償却原価で評価される資産の一部が売却された場合でも、直ちに全てを公正価値評価する必要はない<sup>10</sup>。ただし、ポートフォリオから稀とはいえない売却 (more than an infrequent number of sales) がある場合、企業は、これが契約CFを回収するという目的と整合するかについて検討す

<sup>7</sup> 持分金融商品に対する投資のうち、①活発な市場における公表市場価格がなく、②公正価値を信頼性をもって測定できないもの (及びこのような公表価格のない持分金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ)。

<sup>8</sup> 従来のIAS第39号の関連部分を置き換えるように、2009年7月に公開草案が公表されていた。

<sup>9</sup> 満期保有目的債券を一部でも売却した場合、その後2年間、他の債券を満期保有目的に区分することを禁じていた罰則規定

<sup>10</sup> 例えば、以下の場合には金融資産を売却し得る (その場合には、関連する売却損益を包括利益計算書上、別建て表示する)。

- (a) 金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合 (例えば、金融資産の信用格付が企業の投資方針で求められる適格水準を下回った場合)
- (b) 保険会社が予想デュレーション (すなわち、予想される支払いタイミング) の変化を反映してポートフォリオを調整する場合
- (c) 資本的支出のための資金を捻出する必要がある場合

る必要があるとされている。

② 株式

現行			IFRS 第9号		
分類	測定値	評価差額	分類	測定値	評価差額
トレーディング	FV	損益	下記以外（トレーディングを含む）	FV	損益
売却可能	FV	OCI			
（非上場）	取得原価	N/A	トレーディング以外のうち、企業が任意に選択	FV	OCI(*)

(\*)ただし、リサイクリングされない（受取配当金は損益計上）。

## II. 債権償却に関する会計基準

<我が国における取扱い>

債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示している。

債権の区分	貸倒見積高の算定方法 <sup>11</sup>
一般債権 （経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権）	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
貸倒懸念債権 （経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権）	債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。 ① 財務内容評価法（債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法） ② CF 見積法（債権の元本の回収及び利息の受取りに係る CF を合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり <u>当初の約定利子率</u> で割り引いた金額の総額

<sup>11</sup> ①債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び②破産更生債権等については、すでに計上されている未收利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

債権の区分	貸倒見積高の算定方法 <sup>11</sup>
	と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法)
破産更生債権等 (経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権)	債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

(\*)例えば、劣後債券、劣後受益権及び資産担保型証券のように債権の内容が特殊なものである場合には、当該債権の内容に応じて適切な貸倒見積高を算定する必要がある。

(参考) 有価証券の減損処理

(1) 時価のある有価証券

時価が著しく下落したとき<sup>12</sup>は、回復する見込があると認められる場合<sup>13</sup>を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する。

当該時価を翌期首の取得原価とする（当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正する）。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

③ 株式

発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理する。当該実質価額を翌期首の取得原価とする。

④ 債券

債権の貸借対照表価額に準ずる。

→当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。

<sup>12</sup> 必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当し、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられるとされている。

<sup>13</sup> 株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にはば近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

(参考) 減損処理について

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」(ASBJ、2009年5月)

84. 我が国における減損処理は、表4のように、保有する資産について、収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を切り下げる処理という整理がなされている。すなわち、金融商品に限らずそれぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められていると考えられることから、収益性の低下の有無の判断や減損損失の測定額についても、投資の回収形態を反映することが適当と考えられている。

<表4>我が国における減損処理の考え方とその適用

帳簿価額の 切下げ理由	収益性の著しい低下			
	固定資産	債券又は債権	その他有価証券 (株式)	棚卸資産
資産の種類	固定資産	債券又は債権	その他有価証券 (株式)	棚卸資産
投資の回収形態	使用 (場合によっては売却)	契約 (場合によっては売却)	保有を通じた関係や売却・配当の受領	販売
減損損失の認識要件(トリガー): 収益性の低下の判断規準	割引前将来CF < 帳簿価額	債務者区分	公正価値の著しい下落 (又は発行会社の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下)	公正価値 < 帳簿価額
切下げ額	回収可能価額	(貸倒懸念債権の場合) 将来CFを当初の約定利子率で割り引いた金額	公正価値 (又は実質価額)	正味売却価額
戻入れの有無	なし	あり (引当処理の場合) なし (貸倒損失の場合)	なし	選択適用

＜国際会計基準における取扱いとその動向＞

1. 貸付金及び債権 (loans and receivables)<sup>14</sup>の償却 (IAS 第 39 号)

(1) 損失の認識要件

当該資産の当初認識後に発生した事象 (損失事象) の結果としての減損の客観的証拠 (objective evidence)<sup>15</sup>がある場合

(2) 切下げ額

見積将来 CF (発生していない将来の貸倒損失を除く) を、当該金融資産の当初の実効金利 (すなわち、当初認識時に計算された実効金利) で割り引いた現在価値

↓

当該金額と当該資産の帳簿価額との差額を、損失として損益に認識する。当該資産の帳簿価額は、直接に又は引当金勘定を通じて減額する。

(3) 戻入れ

減損損失の額の減少が減損を認識後に発生した事象 (債務者の信用格付けの改善など) に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失は、直接に又は引当金勘定の修正により、利益に戻し入れる。

(ただし、当該金融資産の帳簿価額が、減損が認識されていなかったとした場合の戻入時の償却原価まで)

---

<sup>14</sup> これは、固定又は決定可能な支払金額であるデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないもので、以下に該当する以外のものをいう。

① 直ちに又は短期間に売却することを意図しているもの (これは「売買目的保有」に分類しなければならず)、及び企業が当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定するもの」として指定したもの

② 当初認識時に「売却可能」として指定したもの

③ 信用悪化以外の理由によって、保有者が当初の投資のほとんどすべてを回収することにならない可能性があり、「売却可能」と分類されるべきもの

<sup>15</sup> 金融資産又は金融資産のグループが減損しているという客観的証拠には、当該資産の保有者の知るところとなった次の損失事象に関する観察可能なデータが含まれる (59 項)。

(a) 発行体又は債務者の重大な財政的困難 (significant financial difficulty)

(b) 利息又は元本の支払不履行又は遅滞などの契約違反 (breach of contract)

(c) 借手の財政的困難に関連した経済的又は法的な理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与 (granting to the borrower a concession)

(d) 発行者が破産又は他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと (becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganization)

(e) 当該金融資産についての活発な市場が、財政的困難により消滅したこと

(f) 金融資産のグループの見積将来 CF について、グループの中の個々の金融資産については減少がまだ識別できないが、それらの資産の当初認識以降に測定可能な減少があったことを示す観察可能なデータ。これには以下のものが含まれる。

(i) グループの中の借手の支払状況の不利な変化

(ii) グループの中の資産の貸倒れと相関関係のある全国的又は地域的な経済情勢

(参考) 売却可能金融資産 (available for sale financial assets) の減損 (IAS 第 39 号)

	原則		公正価値が信頼性をもって測定できない場合
	公正価値のある負債性金融商品	公正価値のある持分金融商品	
当初認識後の測定 (B/S)	公正価値	公正価値	取得原価
減損			
ア) 減損損失の認識要件： 減損の客観的証拠がある	(*1)	(*1) (*2)	(*1) (*2)
イ) 切下げ額	公正価値 →簿価との差額 につき、OCI から 損失へ	公正価値 →簿価との差額 につき、OCI から 損失へ	将来CFを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値 →簿価との差額につき、損失へ
ウ) 戻入の有無	あり(*3)	なし(*3)	なし(*3)

(\*1) 59 項で示されている減損の客観的証拠⇒「貸付金及び債権」と同じ

(\*2) 61 項で示されている減損の客観的証拠

第 59 項の事象の類型に加えて、持分金融商品に対する投資についての減損の客観的証拠には、以下も含まれる。

- (a) 発行体が事業を営んでいる技術的、市場的、経済的又は法律的な環境に生じた、不利な影響を伴う重大な変化に関する情報で、当該持分金融商品に対する投資の取得原価が回収できないかもしれないことを示すもの
- (b) 持分金融商品に対する投資の公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落

(\*3) 減損損失の戻入

- (a) 売却可能に分類されている持分金融商品について、損益に認識された減損損失は、損益に戻し入れてはならない。
- (b) 売却可能に分類されている負債性金融商品について、以後の期間に公正価値が増加し、当該増加が減損損失を損益に認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失を戻し入れて、損益に認識する。

## 2. 国際会計基準における最近の動向

IFRS 公開草案 (ED) 「金融商品：償却原価及び減損」 (2009年11月5日公表、コメント期限 2010年6月30日)

### (1) 現行の発生損失モデル (incurred loss model：減損の客観的証拠がある場合に貸付金等の減損損失を認識) の問題点

#### ① 当初期間における収益の過大計上と損失計上の遅れ

発生損失モデルでは、減損の客観的証拠 (トリガー) が発生するまでの間、契約金利 (及び元本) の全額が回収できることを前提とした利息収益の計上が行われる。言い換えれば、当該トリガーが発生するまでの貸付期間は、将来の予想損失が反映されない高めの利息収益が計上され、損失の計上が遅れることとなる。

企業が貸付を実行する場合に、一定の将来損失が発生することを予想して契約金利を決定していることを踏まえると、このような会計処理は実態を反映していないのではないかと指摘されてきた。

#### ② 減損の客観的証拠 (トリガー) の実務上の取扱い

実務上、減損損失を認識するためのトリガーは、企業によって必ずしも同一ではなく、バラつきがあると指摘されている。その結果として、複数の企業が同一の債務者に対する貸付金を保有していたとしても、企業によって、減損の認識時点や金額が異なっているのではないかと批判がされてきた。

### (2) 予想損失 (expected loss model) モデルの概要

#### ① 予想損失モデルのイメージ

(前提)

貸付金元本：1,000,000

契約金利：5%

貸付期間：3年

① 当初取得時点 (X1年初) で、予想損失を考慮した予想CFを見積もる。

	X0年	X1年	X2年	X3年
契約CF	-1,000,000	50,000	50,000	1,050,000
予想損失		0	500	15,000
予想CF	-1,000,000	50,000	49,500	1,035,000

② 金融商品の当初取得価額と当初の予想CFから算定される内部収益率として、当初の実効金利を決定する。

予想損失反映後の実効金利=4.505%

毎期、契約金利収入から予想損失を控除した金額を損益に計上する。

(X1年)

現預金	50,000	／	利息収益	(*1)	45,052
			引当金	(*2)	4,948
(*1)利息収益 45,052=1,000,000×4.505%					
(*2)引当金 4,948=1,000,000×(5%-4.505%)					
④予想CFは、每期再評価する。予想CFの変動により生じた償却原価の修正額は、損益に計上する。					
ここでは、X1年末に、予想CFが次のとおり修正されたと仮定する。					
			X2年		X3年
			49,000		1,030,000
(X1年末)					
予想損失の見積り	(*3)	5,057	／	引当金	(*2)
変更による損益					5,057
(*3) 予想CF修正前の償却原価－予想CF修正後の償却原価					
= (1,000,000-4,948) - (49,000÷(1+4.505%) +1,030,000÷(1+4.505%) <sup>2</sup> )					
=995,052- (46,887+943,108)					

## ② 予想損失モデルの特徴

特徴	説明
予想損失を反映した利息収益を計上することにより、利息収益の計上額が減少する。	設例で算定された実効金利(4.505%)は、契約金利(5.0%)より低く算定され、その結果として、計上される利息収益は少なくなる。
每期、予想CFの再評価を行うことにより、より適時に損失の計上が行われる。	設例のとおり、X1年に予想CFを見直すことにより、予想損失の見積り変更に伴う影響額(損失)が当該会計期間に計上される。

## ③ 適用上の問題点への対応

予想損失モデルでは、金融商品の当初取得時から保有期間を通じて、予想損失を反映した予想CFを見積もることが要求される。IASBは、作成者が実行可能性を懸念していること、並びに予想損失モデルの適用には一定の準備期間やコストが必要であることを認識しており、今後追加的な検討を行うことを予定している<sup>16</sup>。

なお、EDでは実務上の負担を考慮して、次のような簡便的な手法を容認すること

<sup>16</sup> EDの提案を適用する場合の実務面の助言、フィールド・テストを踏まえたガイダンスを提供する役割を担う専門家諮問パネル(an expert advisory panel)で引き続き議論されている。

が提案されている<sup>17</sup>。

- (a) 延滞期間と固定の引当率により構成される引当マトリックス（例えば、延滞 90 日までは 3%、90-180 日など）を利用して測定すること
- (b) 現在価値計算を 2 つに分けて行うこと（実効金利の代わりに、まず、予想損失を除いた予想 CF で償却原価を算定し、次に、当初の予想損失を別途、無リスクの割引率を用いて割り引く）

#### ④ 包括利益計算書上の表示

ED では、予想損失の配分（控除）による影響と、予想損失の見積り変更による影響が混同されないように、損益の内訳を次のとおり示すことを提案している。

予想損失控除前の利息収益 (A)	50,000
利息収益から控除された予想損失 (B)	△4,948
ネット利息収益 (A - B)	45,052
予想損失の見積り変更による損益への影響額	△5,057
利息費用	△XX,XXX

<sup>17</sup> ただし、このような簡便的な手法は、次のような原則と整合していることが要求されている。

- 割引の影響が重要でない場合以外は、貨幣の時間価値を考慮すること
- 金融資産の全期間の予想 CF を反映していること
- 金融資産の当初測定額となること（すなわち、当初認識時に損失 (day-one-loss) を計上するものではないこと）

**COMPARISON OF FASB AND IASB PROPOSED MODELS FOR FINANCIAL INSTRUMENTS**  
**November 2009**



The following table provides a side-by-side comparison of the FASB and IASB proposed models for financial instruments. For a complete description of the FASB proposed model, see the Summary of Decisions Reached to Date section above. For a complete description of the IASB model, refer to IFRS 9 *Financial Instruments* and the IASB financial instruments project [website](#) for a summary of their deliberations to date.

	<b>FASB Tentative Decisions</b>	<b>IASB Decisions</b>
<b>Scope</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• All financial assets and financial liabilities (except those for which a specific scope exception has been provided)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Financial assets within the scope of IAS 39</li> </ul>
<b>Measurement Attributes</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fair value</li> <li>• Amortized cost</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fair value</li> <li>• Amortized cost</li> </ul>
<b>Classification categories</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fair value through net income (FV-NI)</li> <li>• Fair value through other comprehensive income (FV-OCI)</li> <li>• Amortized cost (limited option)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fair value through net income (FV-NI)</li> <li>• Amortized cost</li> <li>• Fair value through other comprehensive income (FV-OCI) (limited option)</li> </ul>
<b>Default category</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• All financial instruments measured at fair value with changes in fair value recognized in net income</li> <li>• Certain changes in fair value may be recognized in other comprehensive income but not required</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• N/A</li> </ul>
<b>FV-OCI Classification Criteria</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Debt instruments with principal amounts if the entity's business strategy is to hold the debt</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Irrevocable election at initial recognition for equity instruments that are not held for trading</li> </ul>

	<b>FASB Tentative Decisions</b>	<b>IASB Decisions</b>
	instruments for collection or payment(s) of contractual cash flows rather than to sell or settle the financial instruments with a third party	
<b>Amortized Cost Classification Criteria</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Option for certain types of own debt</li> <li>• Must meet the FV-OCI classification criteria and measuring the debt at fair value results in a measurement attribute mismatch</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A financial asset must be carried at amortized cost<sup>1</sup> if               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. The objective of the entity’s business model is to hold the asset to collect the contractual cash flows; <b>and</b></li> <li>2. The asset’s contractual cash flows represent payment of principal and interest (“basic loan features”)</li> </ol> </li> </ul>
<b>Fair Value Option</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• To be determined</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Irrevocable election at initial recognition if measuring at fair value eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency (accounting mismatch)</li> </ul>
<b>Hybrid Financial Instruments</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Hybrids containing embedded derivatives that do not meet the clearly-and-closely related criterion and require separate accounting under Topic 815 classified as FV-NI</li> <li>• Hybrids containing embedded derivatives that do not require separate accounting under Topic 815 and meet the FV-OCI classification criteria may recognize certain changes in fair value in other comprehensive income</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Hybrids with financial hosts would be classified in their entirety based on the overall classification approach for all financial instruments</li> <li>• The holder of a contractually linked instrument (tranches) must use a “look through” approach to assess the characteristics of the underlying instruments and the individual instrument’s exposure to credit risk relative to the pool of underlying investments</li> </ul>

<sup>1</sup> Unless the fair value option is applied

	<b>FASB Tentative Decisions</b>	<b>IASB Decisions</b>
		<p>to determine the classification of the instrument</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Hybrids with non-financial hosts will continue to apply existing requirements in IAS 39</li> </ul>
<b>Impairment</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>For financial instruments classified in the FV-OCI category, an entity would be required to determine if credit losses exist for those instruments at the end of each reporting period</li> <li>A credit impairment loss would be measured as the present value of management's current estimate of cash flows that are not expected to be collected. An entity would consider all available information relating to past events and existing conditions that are relevant to the collectability of the financial asset(s) but would not consider possible future scenarios.</li> <li>For financial instruments classified in the FV-OCI category, current period credit impairments recognized in net income and cumulative credit losses presented on balance sheet as separate line items</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>For financial assets in the amortized cost category, an entity would be required to determine if credit losses exist for those instruments at the end of each reporting period.</li> <li>Impairment would be determined using an expected loss approach that incorporates expectations about future credit losses over the life of the financial asset.</li> <li>The effective interest rate used to estimate expected future cash flows is adjusted by deducting a margin for future credit losses expected upon initial recognition.</li> <li>The IASB intends to publish an exposure draft on impairment methodology in November 2009.</li> </ul>
<b>Realized gains and losses from sales or settlements</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Recognized in net income for all financial instruments</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Recognized in net income for all financial instruments except FV-OCI classified instruments for which gains and losses are recognized in OCI with no recycling</li> </ul>
<b>Interest and dividend accruals</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Recognized in net income for all financial instruments</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Recognized in net income for all financial instruments</li> </ul>

	<b>FASB Tentative Decisions</b>	<b>IASB Decisions</b>
<b>Tainting</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• No tainting</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• No tainting</li> </ul>
<b>Reclassifications</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Not permitted</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Required if the entity's business model for managing its financial assets changes</li> </ul>
<b>Statement of Comprehensive Income</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• One comprehensive income statement with total comprehensive income and a subtotal for net income</li> <li>• Earnings per share based on net income only</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• One comprehensive income statement optional</li> </ul>